

(11) 退院先

退院先について、該当する“1”，“2”，“4”，“5”，“6”，“9”の値を入力する。

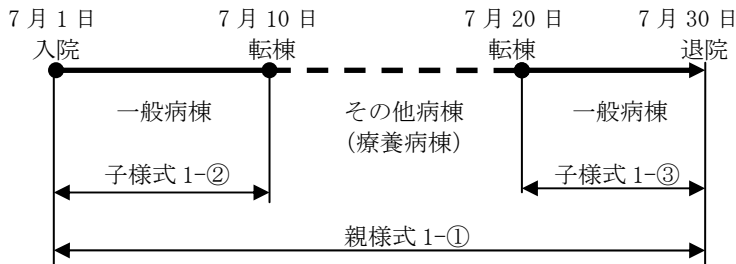
値	区 分	定 義
1	外来（自院）	・ 引続き当該病院の外来診療を受けるよう医師が指示した場合（人間ドックを除く。） ・ 特に外来での治療は要さないが、定期的に経過観察等のため来院するように医師が指示した場合
2	外来（他院）	・ 引続き他の病院、診療所の診療を受けるよう医師が指示した場合（人間ドックを除く。他医で引続き診療を受けながら時々経過観察等のため外来へ来るよう指示した場合を含む。） ・ 患者から他の病院、診療所の診療を受けたい旨申し出があり、医師がその必要があると認めた場合（人間ドックを除く。）
4	転院	・ 他院へ転院（入院）した場合
5	終了	・ 退院後診療を要しないと医師が判断した場合 ・ 人間ドックの退院の場合（所見の有無にかかわらず） ・ 死亡退院の場合
6	その他病棟への転棟	・ 子様式1で他病棟へ転棟し、入院を継続する場合
9	その他	上記以外の場合 ・ 介護老人保健施設、介護老人福祉施設等への転所

Q&A

Q：一般病棟から療養病棟等へ転棟した場合、どのように入力するのか。

A：様式1は退院時点。子様式1で入院を継続する場合は“6”他病棟へ転棟を入力する。

例



退院先

	(11)退院先
親様式1-①	7月30日退院時点の“1”，“2”，“4”，“5”，“9”から選択する。
子様式1-②	「6」その他病棟への転棟を入力する。
子様式1-③	7月30日退院時点の“1”，“2”，“4”，“5”，“9”から選択する。

A病棟からB病棟へ転棟した場合のA病棟の子様式1の退院先は全て「6. 他病棟への転棟」となる。

A病棟	B病棟	(11)退院先
一般病棟	精神病棟	一般病棟の子様式1の退院先は「6. その他病棟への転棟」
一般病棟	その他病棟	〃
精神病棟	一般病棟	精神病棟の子様式1の退院先は「6. その他病棟への転棟」
精神病棟	その他病棟	〃

(12) 退院時転帰

退院時における転帰について、主治医の判断したものにに基づく区分に該当する“1”～“7”，“9”の値を入力する。

なお、正常分娩及び人間ドックの場合は、「その他」に該当するものとして“9”を入力する。

値	区 分
1	最も医療資源を投入した傷病が治癒したと判断される場合
2	最も医療資源を投入した傷病が軽快したと判断される場合
3	最も医療資源を投入した傷病（白血病、潰瘍性大腸炎、クローン病等）が寛解したと判断される場合
4	最も医療資源を投入した傷病が不変と判断される場合
5	最も医療資源を投入した傷病が増悪したと判断される場合
6	最も医療資源を投入した傷病による死亡
7	最も医療資源を投入した傷病以外による死亡
9	その他